

兵庫県 教職教養

【1】令和4年12月に示された「生徒指導提要」では、「児童の権利に関する条約」に留意するよう記載されている。この条約の4つの原則として適切でないものを、次のア～エから1つ選びなさい。

- ア 児童の最善の利益
- イ 気候変動に具体的な対策を講じる義務
- ウ 生命・生存・発達に対する権利
- エ 意見を表明する権利

【2】第3期「ひょうご教育創造プラン」の3つの基本方針として定めていないものを、次のア～エから1つ選びなさい。

- ア 「生きる力」を育む教育の推進
- イ 子どもたちの学びを支える環境の充実
- ウ 人生100年を通じた学びの推進
- エ 専門機関等と連携したチーム支援の推進

【3】令和3年1月に示された「令和の日本型学校教育の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」の内容として適切でないものを、次のア～エから1つ選びなさい。

- ア 小学校における教科担任制の導入は、教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化により、学校教育活動の充実や教師の負担軽減に資するものである。
- イ 小学校、中学校、高等学校段階における1人1台端末環境の実現や学校内の通信ネットワーク環境の整備などにより、全国津々浦々の学校において指導・支援の充実等がなされている。
- ウ 高等学校改革を取り上げた本提言において、STEAM教育は「各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育」とされている。
- エ 特別支援教育は、発達障害のある子どもも含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもが在籍する一部の学校において実施されるものである。

【4】「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と規定している法令として適切なものを、次のア～エから1つ選びなさい。

ア 日本国憲法 イ 学校教育法 ウ 教育基本法 エ 地方公務員法

【5】持続可能な開発目標（SDGs）について説明した文として適切でないものを、次のア～エから1つ選びなさい。

- ア 2015（平成27）年の国連サミットで採択された2035（令和17）年までの国際目標である。
- イ 「誰一人取り残さない」ことを理念としている。
- ウ 兵庫県教育委員会では、子どもたちが主体となって取り組んでいるSDGs 活動をたたえ、「ひょうごSDGs スクールアワード」として表彰している。
- エ 持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。

【6】次の文は、「小学校学習指導要領（平成29年告示）平成29年3月告示」、「中学校学習指導要領（平成29年告示）平成29年3月告示」、「高等学校学習指導要領（平成30年告示）平成30年3月告示」の「不登校児童への配慮」（中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領では児童を生徒と表記）より一部を抜粋したものである。文中の（①）、（②）に入る語句の組合せとして適切なものを、あとのア～エから1つ選びなさい。

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

（略）

（3）不登校児童への配慮

ア 不登校児童については、保護者や関係機関と連携を図り、（①）や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童の（②）に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

- ア ① 医療 ② 要請 イ ① 心理 ② 実態
- ウ ① 就労 ② 発達 エ ① 教育 ② 意向

【7】「副籍ガイド ～共に助け合う地域でのつながりをめざして～ 令和4年3月 兵庫県教育委員会」において述べられている内容として適切なものを、次のア～エから1つ選びなさい。

- ア 特別支援学校に在籍する児童生徒は、副籍によって特別支援学校と小・中・義務教育学校に二重学籍を設けることとする。
- イ 特別支援学校に在籍する児童生徒が、病気治療等のために一時的に入院した場合、入院先の医療機関に近い小・中・義務教育学校に副籍を置くものとする。
- ウ 特別支援学校に在籍する児童生徒が、直接交流として副籍校の授業に参加する場合は、年間で10時間を上限とする。
- エ 副籍の導入については、本県において、令和5年度は全県で実施とした。なお、副籍を導入する学年は毎年、小・中学部新入生を対象に副籍校に通知する。

県別対策 兵庫県
2023年実施 本試験問題

【正答番号一覧】

問題番号	正答番号
【1】	イ
【2】	エ
【3】	エ
【4】	ウ
【5】	ア
【6】	イ
【7】	エ

神戸市 教職教養

【1】次の文は、日本国憲法第二十六条の一部である。（ア）（イ）にあてはまる語句の適当な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

第二十六条 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に（ ア ）教育を受けさせる義務を負う。（ イ ）教育は、これを無償とする。

- ①（ア）普通 （イ）初等
- ②（ア）普通 （イ）義務
- ③（ア）学校 （イ）初等
- ④（ア）学校 （イ）義務

【2】次の文は、教育基本法第三条である。（ア）（イ）にあてはまる語句の適当な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる（ ア ）に、あらゆる（ イ ）において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

- ①（ア）機会 （イ）場所
- ②（ア）年齢 （イ）方法
- ③（ア）機会 （イ）方法
- ④（ア）年齢 （イ）場所

【3】次の文は、教育公務員特例法二十三条の一部である。(ア)(イ)にあてはまる語句の適当な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の（ア）は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第五条第一項において同じ。）の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する（イ）研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

- ①（ア）校長 （イ）校内
- ②（ア）校長 （イ）実践的な
- ③（ア）任命権者 （イ）校内
- ④（ア）任命権者 （イ）実践的な

※正解となる選択肢が存在しなかったため、全員正解したものとして取り扱われた（法改正により空欄（ア）「任命権者」が「研修実施者」に変更されたため、この問題は不成立）。

【4】次の文は、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和3年2月 文部科学省）に関する記述である。適切でないものを①～④から選び、番号で答えよ。

- ① 学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであり、学校においてはこのことを踏まえ、非常時に臨時休業又は出席停止等により児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合であっても、児童生徒の学習の機会を確保することができるよう、平常時から非常時を想定した備えをしておくことが重要である。
- ② 感染症や災害の発生等の非常時においても、当該感染症や災害等の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、まずは学校において可能な限り感染リスクを低減させ、あるいは安全を確保した上で、学校運営の方針について保護者の理解を得ながら、早期に教育活動を再開させ、児童生徒が登校して学習できるようにすることが重要である。
- ③ 家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、ICT環境の整備のため特段の配慮措置を講じたり、地域における学習支援の取組の利用を促したりする必要がある、感染症予防上、特別に登校させたりすることがないよう留意すべきである。
- ④ 学習指導を行う際には、感染症や災害等の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT環境を活用したりして指導することが重要である。また、課題を配信する際には児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意する。

【5】次の文は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月 文部科学省）に関する記述である。適切でないものを①～④から選び、番号で答えよ。

- ① 「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っている。
- ② 指導と評価の一体化の観点から、新学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は補助的な役割を担っている。
- ③ 各学校においては、教師の勤務負担軽減を図りながら学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体としての組織的かつ計画的な取組を行うことが重要である。
- ④ 学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと、教師の指導改善につながるものにしていくこと、これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと、といった基本的な考え方に立ち、学習評価を真に意味のあるものとすることが重要である。

【6】次の文は、ある著作の一部である。著者の名前として、適切なものを①～④から選び、番号で答えよ。

著作権保護の観点から掲載いたしません。

- ① ブルーナー
- ② シュプラランガー
- ③ スペンサー
- ④ デューイ

【7】次の文は、大正新教育運動についての記述である。下線部（ア）～（エ）を主導した人物として適切な組み合わせを①～④から選び、番号で答えよ。

大正期には、大正デモクラシーの潮流に支えられて、子どもたちの自発活動を重視する立場からの教育改造運動が展開された。またこの時期の（ア）『赤い鳥』や（イ）自由画教育のような芸術教育運動や（ウ）ドルトン・プラン、綴り方の（エ）自由選題、学校劇などの運動の高揚もみられた。

- | | | | |
|-----------|----------|------------|----------|
| ①（ア）鈴木三重吉 | （イ）芦田恵之助 | （ウ）パーカースト | （エ）山本鼎 |
| ②（ア）鈴木三重吉 | （イ）山本鼎 | （ウ）パーカースト | （エ）芦田恵之助 |
| ③（ア）浜田廣介 | （イ）山本鼎 | （ウ）モンテッソーリ | （エ）芦田恵之助 |
| ④（ア）浜田廣介 | （イ）芦田恵之助 | （ウ）モンテッソーリ | （エ）山本鼎 |

【8】次の〔人物名〕と、その人物が論じた〔学説名〕の適切な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

〔人物名〕 ア ホール イ スキナー ウ ヴィゴツキー

〔学説名〕 A 発達の最近接領域 B ピグマリオン効果 ウ 内発的動機付け
 D 反復説 E オペラント条件付け

- | |
|--|
| ① ア D イ E ウ A |
| ② ア B イ C ウ D |
| ③ ア B イ E ウ D |
| ④ ア D イ C ウ A |

【9】次の文は、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に関する記述である。
適切でないものを①～④から選び、番号で答えよ。

- ① 教育職員等による児童生徒性暴力等は児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものである。
- ② 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内において教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを旨として行われなければならない。
- ③ 教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害するものである。
- ④ 教育職員等は、基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等を行うことがないよう教育職員等としての倫理の保持を図る責務を有する。

【10】次の文は、「小学校学習指導要領解説 総則編」（平成29年7月 文部科学省）第1章総説の1改訂の経緯及び基本方針に示される今回の改訂の基本方針の一部である。適切でないものを①～④から選び、番号で答えよ。

- ① 子供たちに求められる知識・技能とは何かを世界と共有し、連携する「世界に開かれた教育課程」を重視する。
- ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成する。
- ③ 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成する。
- ④ 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。

【11】次の文は、地方公務員法第三十条である。(ア)(イ)にあてはまる語句の適当な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

第三十条 すべて職員は、(ア)として公共の(イ)のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

- ① (ア) 全体の奉仕者 (イ) 福祉
- ② (ア) 公務員 (イ) 福祉
- ③ (ア) 全体の奉仕者 (イ) 利益
- ④ (ア) 公務員 (イ) 利益

【12】次の文は、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」(令和3年1月 中央教育審議会)の特別支援教育を担う教師の専門性向上についての記述である。適切でないものを①～④から選び、番号で答えよ。

- ① 全ての教師には、障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別的教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等が必要である。
- ② 障害のある人や子供との触れ合いを通して、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は障害の特性により起因しており、社会における様々な理解と支援によって克服されるという考え方、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、障害による学習上又は生活上の困難について本人の障害の特性を踏まえて捉え、それに対する必要な支援の内容を社会の人々と共に考えていくような資質・能力の育成が求められる。
- ③ 目の前の子供の障害の状態等により、障害による学習上又は生活上の困難さが異なることを理解し、個に応じた分かりやすい指導内容や指導方法の工夫を検討し、子供が意欲的に課題に取り組めるようにすることが重要である。その際、困難さに対する配慮等が明確にならない場合などは、専門的な助言又は援助を要請したりするなどして、主体的に問題を解決していくことができる資質や能力が求められる。
- ④ 管理職や特別支援教育コーディネーター等が中心となり、全ての教師が日々の勤務の中で必要な助言や支援を受けられる体制を構築することが重要である。

【13】次の文は、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」（令和3年1月文部科学省）における記述である。（ア）～（エ）にあてはまる語句の適切な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

子供の障害の特性や個々の学習の状況等を勘案しつつ、ホームルーム等の学級活動や（ア）等について、可能な限り共に行うことが必要である。また、（イ）についても、児童生徒の障害の状態等を踏まえ、共同で実施することが可能なものについては、年間指導計画等に位置付けて、年間を通じて計画的に実施することが必要である。その際、可能な限り、両学級の教育内容の関連の確保を図るとともに、通常の学級においては、引き続き、（ウ）や合理的配慮の提供を前提とする学級経営・授業づくりを進めていく必要がある。なお、特別支援学級の教師は当該学級の児童生徒の（エ）に対応するために配置されていることに留意する必要がある。

- ①（ア）総合的な学習の時間 （イ）自立活動 （ウ）バリアフリー
（エ）教育的ニーズ
- ②（ア）給食 （イ）教科学習 （ウ）ユニバーサルデザイン
（エ）教育的ニーズ
- ③（ア）給食 （イ）自立学習 （ウ）バリアフリー
（エ）個別支援
- ④（ア）総合的な学習の時間 （イ）教科学習 （ウ）ユニバーサルデザイン
（エ）個別支援

【14】次の文は、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」（平成30年1月 文部科学省）の一部である。（ア）～（エ）にあてはまる語句の適切な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を（ア）しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その（イ）の性別によく見られる（ウ）としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に（エ）したり揶揄したりしないこと等が考えられること。

- | | | | |
|-------------|--------|-------------|-------|
| ①（ア）秘匿 | （イ）身体上 | （ウ）言葉遣いや態度等 | （エ）否定 |
| ②（ア）カミングアウト | （イ）戸籍上 | （ウ）服装や髪型等 | （エ）指導 |
| ③（ア）秘匿 | （イ）戸籍上 | （ウ）服装や髪型等 | （エ）否定 |
| ④（ア）カミングアウト | （イ）身体上 | （ウ）言葉遣いや態度等 | （エ）指導 |

【15】「生徒指導提要」（令和4年12月 文部科学省）に示されている「児童虐待の定義」として正しいものを○、誤っているものを×とした場合、その組合せとして適切な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

ア 身体的虐待とは、児童の身体に外傷が生じるような暴行であり、暴行の有無を外傷があること
によってのみ判断する。

イ 性的虐待とは、児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
であり、子供を児童ポルノの被写体にするなども含む。

ウ ネグレクトとは、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、兄弟
姉妹など同居人が行う暴力などの虐待行為を保護者が止めないことや、自宅に子供だけを残して
長期に渡って外出をすることや車中に放置することなども該当する。

エ 心理的虐待とは、児童に対する直接的な著しい暴言又は著しく拒絶的な対応によって、児童に
著しい心理的外傷を与えることである。

- | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | ア | ○ | イ | × | ウ | × | エ | ○ |
| ② | ア | × | イ | ○ | ウ | ○ | エ | × |
| ③ | ア | × | イ | ○ | ウ | × | エ | ○ |
| ④ | ア | ○ | イ | × | ウ | ○ | エ | × |

県別対策 神戸市
2023年実施 本試験問題

【正答番号一覧】

問題番号	正答番号
【1】	②
【2】	①
【3】	－
【4】	③
【5】	②
【6】	④
【7】	②
【8】	①
【9】	②
【10】	①
【11】	③
【12】	②
【13】	②
【14】	③
【15】	②